「危険物船舶運送及び貯蔵規則」及び「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」の一部改正に関する意見募集の結果について

令和４年１２月
国土交通省海事局

国土交通省では、令和4年10月26日から令和4年11月28日まで、「危険物船舶運送及び貯蔵規則」及び「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」の一部改正に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、6件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

今回、パブリックコメントの募集対象としておりました改正事項については、船舶による危険物の運送基準等を定める告示を一部改正（令和４年国土交通省告示第1312号）いたしましたが、危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正については、内容を再度検討し、後日改正することとしましたので、ご報告いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

＜意見募集の結果＞

１．実施方法

①募集期間：令和4年10月26日（水）～令和4年11月28日（月）

②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

③意見提出方法：電子メール、ＦＡＸおよび郵送

２．資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（https://www.e-gov.go.jp/）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載します。

３．意見数

意見提出件数 6件

６．お問い合わせ先

国土交通省海事局検査測度課 意見募集担当
電話番号 03-5253-8111（内線44-175）
03-5253-8639（課直通）

（別紙）

御意見の概要および国土交通省の考え方

意見①	
御意見の概要	国土交通省の考え方
1. 「国際海上危険物規程」と完全に整合した過不足の無い運送基準を我が国の法令に取り入れることは、国際競争力の観点で必要な措置であり、賛成する。 2. IMO の推奨に従い令和５年１月１日の施行を支持する。	ご理解頂きありがとうございます。
3. 従前の運送基準を利用できる移行期間が無いことに反対する。IMDG コードに合わせて一年間の移行期間があったほうが国際整合上好ましい。 改正案では航空輸送モードとの間で円滑な貨物の取次ぎを行うことができるとの理由で移行期間を採用していないが、国内で航空-船舶の取次を要するケースは非常に少ないと思われる。航空-船舶の取次を要する場合は事業者が承知しており率先して新しい運送基準を採用するので全く問題とならない。民間の選択肢を無下に切り捨てる方針は慎むべきである。 実態として取次相手の大部分を占めるトラック等の道路輸送は国際ルールとは異なる運送基準の消防法によっており、施行時期の一致とは無関係なことは明白である。 とはいうものの、新しい運送基準への移行を早期に促す意図をもって、移行期間を短縮することは政策的判断をもって検討可能と思われるが、法令集の出版や告示データベースへの登録などの法令改正情報が関係者すべてに十分周知されるまでは最低限の移行期間として確保されるべきであると考える。	ご意見ありがとうございます。 国際海事機関（以下「IMO」という。）では、国際海上危険物規程（以下「IMDG コード」という。）の早期取入れを推奨しており、我が国においては早期取入れを行っております。なお、「UN1169 抽出香料液（精油）」及び「UN1197 抽出香料液（着香料）」の改正は、大きな影響が見込まれることから、皆様からのご意見を踏まえ、令和 5 年 12 月 31 日まで従来どおり運送できるよう経過措置を設定いたします。 また、国土交通省の告示データベースは、改正後の告示が交付されたのちに速やかに反映を行う予定です。

4.　公布と施行の間に十分な時間を確保すべきである。 今回の改正案では 12 月下旬に公布の予定となっているが、数日後の施行となるのは円滑な移行に不合理な負担を強いていると言わざるを得ない。 貨物の準備は数週前から着手し、その設計はさらに前から準備している。 公布前から改正後の法令に従った貨物を準備することになり、蓋然性が高いとはいえ、法規制に予想で対応することになるのは、法規制への冒涜に他ならない。	ご意見ありがとうございます。 改正動向については、関係団体を通じて関係者に情報共有を図っております。 また、「UN1169　抽出香料液（精油）」及び「UN1197　抽出香料液（着香料）」の改正につきましては、皆様からのご意見を踏まえ、令和 5 年 12 月 31 日まで従来どおり運送できるよう経過措置を設定いたします。 余裕をもった公布を行うよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただけますようお願い致します。

意見②	
御意見の概要	国土交通省の考え方
1. 印刷済みの UN1169 ラベルを貼付した在庫物品又は貨物は令和 5 年 1 月 1 日以降、輸送できなくなるのでしょうか。移行期間は設けられるのでしょうか。	「UN1169 抽出香料液（精油）」及び「UN1197 抽出香料液（着香料）」の改正につきまして、皆様からのご意見を踏まえ、令和 5 年 12 月 31 日まで従来どおり運送できるよう経過措置を設定いたします。
2. 「1197 Extracts, liquid for flavouring or aroma」を「UN1197 抽出香料液（精油又は着香料）」と翻訳した場合、植物又は動物由来の精油と食品用着香料のみが該当するように解釈されないでしょうか。香料業界では香粧品原料に用いられる調合香料も UN1169 を使用している経緯があります。英文の「,」の定義にもよりますが、抽出香料液に限定されない翻訳（例えば「抽出香料液、着香料又はその他の香料」）としてはどうでしょうか。	貴重なご意見、ありがとうございます。 品名については、現行の品名を踏襲しております。 なお、今回の改正は、UN1169 と UN1197 の品名を統合したのみであり、対象範囲は従来と変更ありません。そのため、従来 UN1169 で運送できていた対象は、今後は UN1197 として運送していただければ問題ありません。
3. 航空における危険物輸送に関する国際規則の改正が令和 5 年 1 月 1 日に発効されるとのことですが、それらを取り入れた航空法等の日本国内法規は既に改正されているのでしょうか。	航空における危険物輸送について国内では「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」等に規定されており、国際規則の改正にあわせて令和 5 年 1 月 1 日に施行予定です。

意見③	
御意見の概要	国土交通省の考え方
1.　国際的な船舶による危険物輸送規則である IMDG コードの改正に整合した告示改正であり、技術的内容の変更については賛成する。 2.　2023 年 1 月 1 日からの適用を可能にすることに賛成する。 IMDG コードと整合しており、グローバル物流を可能とするために必要である。	ご理解頂きありがとうございます。
3.　告示改正の緩和措置として猶予期間を設けないのは反対。 IMDG コードが 2024 年 1 月 1 日からの必須化を規定しているのと整合しない。 グローバル物流の効率化の面から日本企業に不利益を与えるものである。	ご意見ありがとうございます。 IMO では、IMDG コードの早期取入れを推奨しており、我が国においては早期取入れを行っております。 なお、「UN1169 抽出香料液(精油)」及び「UN1197 抽出香料液（着香料)」の改正は、大きな影響が見込まれることから、皆様からのご意見を踏まえ、令和 5 年 12 月 31 日まで従来どおり運送できるよう経過措置を設定いたします。
4.　告示改正による規則切替を早期に行うメリットがあるので、ポリシーには賛同するが、規制官庁としてのフォローが不足しており行政上の怠慢と言わざるを得ない。 告示改改正の具体案を 8 月に公表したうえで遅くとも 11 月中に告示改正が公布されるというスケジュールであればある程度評価できるが、実際には意見募集に具体的な改正文を掲載することなく、12 月 28 日改正告示といった国民を小ばかにする日程は評価できないどころか、悪意さえ感じる。 猛反とともに改善が望まれる。 また、国土交通省の告示データベース(https://www.mlit.go.jp/notice/)は、公布即日の反映があってしかるべきであり、DX 推進の面からも必要な措置と考える。 そうでなければ、欧州連合のように 3 カ月程度の猶予期間を設けるべきであり、身内	ご意見ありがとうございます。 改正動向については、関連団体を通して関係者に周知を図っております。 また、「UN1169 抽出香料液(精油)」及び「UN1197 抽出香料液（着香料)」の改正につきましては皆様からのご意見を踏まえ、令和 5 年 12 月 31 日まで従来どおり運送できるよう経過措置を設定いたします。 また、国土交通省の告示データベースは、改正後の告示が交付されたのちに速やかに反映を行う予定です。 余裕をもった公布を行うよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただけますようお願い致します。

の輸送業界だけでなく、荷主企業を含めた民間からの意見を集約する検討会をもって判断すべき。	

意見④	
御意見の概要	国土交通省の考え方
”「危険物リスト」に掲げられる「UN1169 抽出香料液（精油）」及び「UN1197 抽出香料液（着香料）」を統合し、「UN1197 抽出香料液（精油又は着香料）」とする”改正においては香料製品が多く該当します。香料製品は少量多品種の業態であり、今回の改正による製品ラベルの貼替には大変な労力を要することになるため、施行後の猶予期間の設定や改正前に現に存する製品に対しては改正前の UN 番号、名称が記載されていても差し支えない旨の免除措置の設定をお願いします。なお、元々UN1169 と 1197 は類似の危険物を示しており、容器や積載方法の規定等の要求事項が同一であることを背景に今回 UN 番号が統合される改正が行われていますので、容器上に改正前の表示がされていたとしても危険物輸送の安全性は確保できると考えられます。以上ご検討を宜しくお願いいたします。	ご意見ありがとうございます。 「UN1169 抽出香料液（精油）」及び「UN1197 抽出香料液（着香料）」の改正につきまして、皆様からのご意見を踏まえ、令和 5 年 12 月 31 日まで従来どおり運送できるよう経過措置を設定いたします。

意見⑤	
御意見の概要	国土交通省の考え方
経過措置期間が無い場合、在庫品のラベル張替え等支障の支障がでる。2023 年以降の数か月程度、経過措置期間の設定をお願いしたい。	ご意見ありがとうございます。 「UN1169 抽出香料液（精油）」及び「UN1197 抽出香料液（着香料）」の改正につきまして、皆様からのご意見を踏まえ、令和 5 年 12 月 31 日まで従来どおり運送できるよう経過措置を設定いたします。

意見⑥	
御意見の概要	国土交通省の考え方

「UN1169 抽出香料液（精油）」及び「UN1197 抽出香料液（着香料）」の改正につき、システム及び SDS の改訂作業が必要となるため、施行日以降の猶予期間をいただけないでしょうか。	ご意見ありがとうございます。 「UN1169 抽出香料液（精油）」及び「UN1197 抽出香料液（着香料）」の改正につきまして、皆様からのご意見を踏まえ、令和 5 年 12 月 31 日まで従来どおり運送できるよう経過措置を設定いたします。